

議会のあり方調査特別委員会・企画調整部会記録	
開 会 年 月 日	平成29年 2 月14日
開 会 時 刻	午後 3 時35分
閉 会 時 刻	午後 3 時42分
出 席 委 員 名	◎西山 則夫 ○品川 幸久 鈴木 豊司 上田 修一
	吉岡 勝裕 宿 典泰 野崎 隆太
	浜口 和久 (議長)
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	西山 則夫
担 当 書 記	杉原 正基
審 査 案 件	1 予算審査について
説 明 者	議会事務局長、次長、議事係長、調査係長

会議の概要

西山委員長開会を宣言、直ちに会議に入り、予算審査について議題とし、条例等検討分科会の検討結果について、野中議事係長から報告の後、発言もなく、平成29年3月定例会における予算審査については、議長を除く27名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、昨年9月の決算審査と同様に各常任委員会を単位とする分科会を設置して審査を行うことを決定するとともに、今回の決定をもって議会運営委員会に諮ることが決定した。

また、宿 広聴分科会会長から、新成人の集まりにアプローチしたがうまくいかなかったこと、及び現在は皇學館大学の学生と何らかの広聴的なものができるかを検討しているところであり、具体的になれば議論して報告したいとの発言があった。

この後、委員会を閉会した。

【条例等検討分科会報告内容】

条例等検討分科会は、平成28年11月11日に第3回目の分科会を開催し、9月定例会における決算特別委員会の分科会方式による審査について協議を行いました。

その内容としては、決算審査については、引き続き調査する必要はあるが、従来の審査方法よりも、専門的で細かく審査することができた等の意見があり、平成29年3月議会の予算審査については、この決算審査と同様に常任委員会を単位とした分科会方式を採用することを確認しました。

続いて、条例等検討分科会は、1月16日に第4回目の分科会及び2月6日の行政視察の際に伊勢市議会予算特別委員会運営要綱（案）についての協議を行いました。

昨年9月の決算審査時に制定した伊勢市議会決算特別委員会運営要綱と同様の構成となっています。

第1条については、趣旨で特別委員会の名称を予算特別委員会としています。

次に、第2条については、委員の構成で「委員会の委員は、議長を除くすべての議員とする」としています。

このことについては、前年度までの予算特別委員会の委員は、議長及び監査委員である議員を除く議員の中から選ぶこととしていましたが、「監査委員は、予算審査に参加できないのか」との意見があったことから協議を行いました。

協議の結果、「監査委員が予算審査に加わってはいけないという法的な根拠

はなく、また、県内では鈴鹿市議会のみが監査委員が予算審査に加わっていない」ことから、監査委員である議員を委員から除かないことを確認しました。

3条から最後の11条までの規定については、前回の決算審査と同じ内容になっていますので、後ほどご高覧いただきますようお願いします。

また、予算審査の日程については、9月議会の決算審査と同様にするということが確認されています。

上記署名する。

平成29年 2月15日

委 員 長

伊勢市議会予算特別委員会運営要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、伊勢市議会委員会条例（平成17年伊勢市条例第212号。以下「委員会条例」という。）及び伊勢市議会会議規則（平成17年伊勢市議会規則第1号）に定めるもののほか、予算特別委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員構成）

第 2 条 委員会の委員は、議長を除くすべての議員とする。

（正副委員長）

第 3 条 委員長は副議長を、副委員長は議会運営委員長をもって充てる。

（分科会の設置）

第 4 条 委員会に分科会を置く。

2 分科会の名称及び所管は、次のとおりとする。

- (1) 総務政策分科会 総務政策委員会の所管に関する事項
- (2) 教育民生分科会 教育民生委員会の所管に関する事項
- (3) 産業建設分科会 産業建設委員会の所管に関する事項

3 分科会の会議は、公開とする。ただし、分科会の議決によって秘密会とすることができる。

（分科会の所属）

第 5 条 委員の分科会の所属は、それぞれ所管の常任委員会の所属と同一とする。

（会長及び副会長）

第 6 条 分科会に、会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ所管の常任委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。
- 3 分科会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審査）

第 7 条 委員会に付託された議案の審査は、各分科会へ分担し、各分科会における審査（以下「分科会審査」という。）により行う。

- 2 会長は、分科会審査を取りまとめ、その内容を委員会で報告する。
- 3 分科会審査は、質疑を行い、表決を行わない。ただし、前項の規定による報告を行うため、必要があると認めるときは、議案についての賛否を問うことができる。し
- 4 委員会では、第2項の規定による報告に対する質疑、次条に規定する総括質疑及び討論を経て、表決を行う。

(総括質疑)

第8条 総括質疑は、複数の分科会に関連する内容又は政策的判断を求める内容に限り、行うことができる。

- 2 総括質疑を行う委員は、委員長に発言の項目及び要旨をあらかじめ通告しなければならない。
- 3 総括質疑の通告期限は、最終の分科会終了後2時間以内とする。
- 4 総括質疑の持ち時間は、答弁時間を含めて1人当たり20分以内とする。
- 5 総括質疑の順序は、通告順とする。

(開催場所)

第9条 委員会の開催は、本会議場で行う。

- 2 分科会の開催は、委員会室で行う。

(分科会の会議録の取扱い)

第10条 分科会の会議録については、委員会条例第30条の規定を準用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。